

平成28年度 幼稚園就園奨励費に関する手続きについて

1. 幼稚園就園奨励費について

① 趣 旨

川越市では、保護者の経済的負担を軽減するため、児童を幼稚園（子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園は除く。）に通園させている保護者のうち、希望する方に国の基準に基づき保育料等の一部を補助します。

② 補助金額

補助額は、園児と生計を一にする方の前年度の市民税所得割課税額等により異なります。詳しくは「3. 補助金額」をご参照ください。

③ 対象者

補助金の算定対象者となるのは以下の(1)～(3)全てを満たしている世帯

(1) 園児が川越市に在住（住民登録があること）の世帯

(2) 平成28年4月1日現在の満年齢が3歳、4歳及び5歳の児童を幼稚園に通園させている世帯、又は満3歳となった児童を翌年の4月を待たずに平成28年度中に入園させている世帯

(3) 平成27年分所得申告済みの世帯 ※収入がない場合も申告が必要です。

※就学義務が猶予又は免除されている園児がいる場合は、こども政策課へお問い合わせください。

2. 申請の流れ

6月～7月頃
保育料等減免措置に関する調書（様式第1号）の記入・提出

- 記入例等を参照し、保護者の方が記入してください。
- 添付書類は、「4. 提出書類」を参照してください。
- 記入後は、必ず園児一人ずつ指定の封筒に入れ、幼稚園担当者へ提出してください。

7月～1月頃
補助金額の算定

- 幼稚園を通して提出された調書を基に、補助金額を算定します。
- 年度の途中で住所を変更する場合は、速やかに幼稚園担当者へご報告ください。

2月中旬ごろ
補助金の交付

- 幼稚園を通じて補助金（年額）を交付します。
- 交付の方法は、振込や手渡し等、幼稚園により異なります。
- 所得申告遅れや、年度途中での入園・転入などの場合、交付が遅れる場合があります。

【問い合わせ先】

川越市役所 こども未来部 こども政策課

〒350-8601 川越市元町1-3-1

電話 049-224-6278 / FAX 049-223-8786

3. 補助金額

① 補助金額について

園児と生計を一にしている方の前年度の市民税所得割課税額や、園児の属する世帯の状況に応じて、以下の表のとおり補助金区分を決定します。

- ※ 市民税所得割課税額は、父母及びそれ以外の扶養義務者（祖父母等、家計の主催者に限る。）の合算となります。
- ※ 市民税所得割課税額とは、住宅借入金等特別税額控除適用前の額です。
- ※ 実際に幼稚園へ支払った保育料及び入園料の合計額が補助金額を下回る場合は、その合計額が補助金上限額となります。

園児の属する世帯の区分		補助金額（年額）			
区分	定義 (第1～5区分は、児童が私立幼稚園に通っている場合とする)	第1子	第2子	第3子以降	
1	生活保護受給等世帯	308,000円	308,000円	308,000円	
2	第1区分を除き、市民税又は市民税所得割が非課税の世帯	ひとり親世帯等	308,000円	308,000円	308,000円
		ひとり親世帯等以外の世帯	272,000円	290,000円	308,000円
3	第1区分を除き、市民税が課税の世帯であって、市民税所得割課税額が右記早見表の(A)円以下の世帯	ひとり親世帯等	217,000円	308,000円	308,000円
		ひとり親世帯等以外の世帯	115,200円	211,000円	308,000円
4	第1・第3区分を除き、市民税が課税の世帯であって、市民税所得割課税額が右記早見表の(B)円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円	
5	児童を私立幼稚園に通園させている世帯で、第1～4区分に該当しない世帯	21,000円	154,000円	308,000円	
	幼稚園に準ずると認められた施設に児童を通園させている世帯	21,000円	38,000円	55,000円	

表中「ひとり親世帯等」とは、「4. 提出書類」の表の「事由」に該当する方の属する世帯のことを指します。

② 第2子・第3子以降の加算について

第1～第3区分の世帯

- 園児と生計を一にする兄弟が1人いる場合は、当該園児を**2人目**、
園児と生計を一にする兄弟が2人以上いる場合は、当該園児を**3人目以降**として算定します。
- ※ 園児と生計を一にする方であれば、兄弟の年齢は問いません。

第1～第3区分以外の世帯

- 園児と生計を一にする小学校3年生までの兄弟が1人いる場合は、当該園児を**2人目**、
園児と生計を一にする小学生3年生までの兄弟が2人以上いる場合は、当該園児を**3人目以降**として算定します。
- ※ 兄弟が未就学児童の場合、保育所等の施設に入所していない又は家庭的保育事業等を利用していない場合は人数にカウントできません。
 - ※ 兄弟が小学校4年生以上である場合は人数にカウントできません。

基準額早見表（第2方式）

第3区分 早見表

	19歳未満の扶養親族の数 (平成9年1月2日以降生まれ)		市民税所得割 課税額(円)
	扶養親族の年齢構成		
	16歳未満 (平成12年1月2日以降生まれ)	16歳以上19歳未満 (平成9年1月2日～ 平成12年1月1日生まれ)	A
0人	0人	0人	34,500
1人	1人	0人	55,800
2人	1人	1人	66,900
	2人	0人	77,100
3人	1人	2人	78,000
	2人	1人	88,200
	3人	0人	98,400
4人	1人	3人	89,100
	2人	2人	99,300
	3人	1人	109,500
	4人	0人	119,700
5人	1人	4人	100,200
	2人	3人	110,400
	3人	2人	120,600
	4人	1人	130,800
	5人	0人	141,000

第4区分 早見表

	19歳未満の扶養親族の数 (平成9年1月2日以降生まれ)		市民税所得割 課税額(円)
	扶養親族の年齢構成 (イ)		
	16歳未満 (平成12年1月2日以降生まれ)	16歳以上19歳未満 (平成9年1月2日～ 平成12年1月1日生まれ)	B
0人	0人	0人	171,600
1人	1人	0人	191,400
2人	1人	1人	198,600
	2人	0人	211,200
3人	1人	2人	205,800
	2人	1人	218,400
	3人	0人	231,000
4人	1人	3人	213,000
	2人	2人	225,600
	3人	1人	238,200
	4人	0人	250,800
5人	1人	4人	220,200
	2人	3人	232,800
	3人	2人	245,400
	4人	1人	258,000
	5人	0人	270,600

表中「扶養親族」には平成28年1月1日以降生まれのお子さんは含みません。

4. 提出書類

幼稚園就園奨励費補助金の交付を受けるためには、以下の書類の提出及び添付が必要となります。漏れのないようにご準備をお願いいたします。

① 必須提出書類

補助金の算定対象の方全員が用意していただく書類です。必ず幼稚園担当者へご提出ください。

- 保育料等減免措置に関する調書（様式第1号）

園児1人につき、必ず1枚ご記入していただきます。記入例をご参照ください。

- 個人番号（マイナンバー）の確認に係る書類

番号制度の開始に伴い、マイナンバーの記載及びマイナンバーを確認するための書類（番号確認書類＋身元確認書類）の添付が必要となりました。記入例及び調書裏面を参照してください。

② 税金関係の提出書類

平成28年1月1日、川越市に住民登録のあった方は不要です。

- 平成28年度の課税（非課税）証明書 または 課税状況が確認できる書類

例：平成28年度市民税・県民税特別徴収税額通知書、納税通知書

※平成27年中に海外にお勤めだった方は、こども政策課へお問い合わせください。

③ その他必要に応じて提出していただく書類

以下の表「事由」に該当する方がいる場合、その事由を証明する書類が必要です。

事由	必要となる書類
生活保護受給等世帯	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者証の写し
園児が里親に委託されている	<input type="checkbox"/> 児童委託証明書等、里子を委託されている旨の証明書
園児が児童養護施設に入所している	<input type="checkbox"/> 児童養護施設に入所している旨の証明書
東日本大震災で被災した世帯	<input type="checkbox"/> 罹災証明 <input type="checkbox"/> 被災証明 いずれかひとつ
ひとり親世帯等 ※保護者又は保護者と同世帯の方に限る	
離婚	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書（写し） <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証（写し） <input type="checkbox"/> 離婚日が記載された戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 離婚届の受理証明書 いずれかひとつ
離婚調停・協議中 ※既に別世帯となっている場合のみ	<input type="checkbox"/> 調停期日呼出状（写し） <input type="checkbox"/> 事件係属証明書 等の離婚に向けた事実が分かる書類 いずれかひとつ
未婚	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書（写し） <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証（写し） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 いずれかひとつ
配偶者の死亡 ※死亡した本人が川越市民であった場合は書類不要	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書（写し） <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証（写し） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 死亡届の受理証明書 <input type="checkbox"/> 年金証書 いずれかひとつ
配偶者が行方不明	<input type="checkbox"/> 警察への行方不明届（写し）
配偶者が拘禁	<input type="checkbox"/> 拘禁証明書（写し）
配偶者が障害により休職中	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証（写し） <input type="checkbox"/> 離職日を証明する書類及び医師の診断書 いずれか
以下のいずれかの交付を受けている	
身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（写し）
療育手帳	<input type="checkbox"/> 療育手帳（写し）
精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳（写し）
特別児童扶養手当	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書（写し）
障害基礎年金等	<input type="checkbox"/> 年金証書（写し）
園児の兄姉が以下の施設や事業を利用している世帯	
特別支援学校幼稚部	<input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部に入所している旨の証明書
情緒障害児短期治療施設通所部	<input type="checkbox"/> 情緒障害児短期治療施設通所部に入所している旨の証明書
園児の兄姉が、保護者とは別居しているが園児と生計を一にしている場合	<input type="checkbox"/> 兄姉の健康保険証（写し）

※ このほか、生活保護法に定める要保護者等特に困窮している世帯については、別途書類が必要になる場合がありますので、こども政策課へお問い合わせください。

上記提出書類は全て指定の封筒に入れて、幼稚園担当者へ提出してください。